

横芝町の人口と世帯

〈10月1日現在〉

人口 13,258人(-10)

男 6,461 (-5)

女 6,797 (-5)

世帯数 3,342 (+2)

( )内は前月比

横芝 広報

第134号

昭和50年11月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17

敬老会を開催

記念品・感謝状の  
贈呈も行われました

十月十四日横芝小学校講堂に七十歳以上のお年寄り九百余名を招待して恒例の敬老会が行われました。この日は、前日とはうって変



り秋晴れの好天に恵まれ、定刻には招待席の殆んどがうずめつくさ式は、社福副会長の開会のこと

ばで始まり、主催者を代表して、佐瀬町長からお年寄りの方々に、「皆さんは、明治・大正・昭和と非常に激動の中を生きてまいった方々でございます。皆さんの両方の手の中、あるいは顔にきざまれましたしわの一本一本は、木の年輪のような日本のために、あるいは横芝町のために、あるいは地域のために働いてまいりました苦労と努力がきざみこまれております。大正・昭和に生まれた我々としては、お年寄りの方々に心から住みよい町を造らなければならぬという大きな責任と義務を私達は負っております。」という力強い式辞がありました。このあと高令者の紹介及び今年金婚式を迎えられた十九組のカップルが紹介され記念品が贈られました。つづいて、今年も横芝町老人クラブ連合会長から三つの単位クラブと四名のクラブ員に表彰状及び記念品が贈られました。また同席で老人福祉の増進に貢献された功績により栗山の秋葉隆さんに社会福祉協議会長から記念品と感謝状が贈られました。式は十一時過ぎに終了、午後からは芸能人による歌や漫談があり不断出る機会の少ないお年寄り達には楽しい一日を過ごしていただけたようでした。

金婚おめでとございます

谷台 萩原和一郎 いち

- |      |       |     |
|------|-------|-----|
| 牛熊   | 大木 貞雄 | いと  |
| 上町1  | 田子勇三郎 | 志げ  |
| 上町4  | 横山 幹愛 | よ志  |
| 上町4  | 大木 梅吉 | まつ  |
| 東町4  | 桜井 得一 | 季   |
| 東町4  | 海保 正義 | きね  |
| 鳥喰新田 | 嘉瀬 惣司 | よし  |
| 屋形荒場 | 早川 孝扶 | だい  |
| 三本松  | 浅野 明栄 | 睦江  |
| 南川岸  | 海保 薫  | とも  |
| 立合   | 早川伸五郎 | よし  |
| 立合   | 秋葉 忠一 | すえ  |
| 鳥喰新田 | 堀井 武二 | いち  |
| 遠山   | 小川 文雄 | はな  |
| 屋形南  | 伊東 巖  | 喜美  |
| 鳥喰下  | 市原栄三郎 | かつ美 |
| 鳥喰下  | 押尾慶三郎 | ちか  |
| 中台   | 伊藤 利雄 | せい  |

老人クラブの育成・発展に尽され連合会長から表彰状を贈られた方々及び老人福祉の増進に貢献され感謝状を贈られた方々は次のとおりです。

老人クラブ連合会長表彰

団体

遠山老人クラブ、鳥喰沼寿会

北清水老人クラブ

個人

浅野 浩、萩原和一郎、浅野清

林 民二

社会福祉協議会長感謝状

秋葉 隆

(敬称は略させて戴きました)

# ねたきり老人の医療無料

## 九月議会で十一議案可決

昭和五十年九月定例議会は、去る九月二十六日に招集され、二十六日と二十九日の二日間開かれました。本会議の一般質問では、農政問題や町民体育施設の問題などについて熱心な質問討論が行われました。また、今回提出された議案は、有線放送電話の使用料の一部改正や高令者医療の一部改正などを含む十一議案で、いずれも原案どおり可決しました。主なものは次のとおりです。

### 高額所得者の医療を町が負担

ねたきり老人が対象  
高令者医療の助成に関する条例の一部が改正され、今まで七十歳以上者で国の定める老人医療費支給制度からもれた(所得制限により)ものについて、町の条例で支給することとしていましたが、今回の改正で六十五歳以上七十歳未満の「ねたきり老人等」に対して、国の定める支給基準(所得制限)をこえるため支給されない者に対しては、町が支給できるように対象範囲の拡大を図りました。

この改正によって六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等と七十歳以上の老人は、無料で医療を受けられることになりました。

であった基本使用料を十月から十二月までの三か月間は月額三百五十円に、一月から三月までの三か月間は放送施設なみの料金で月額百円になりました。

今回の改正は、五十一年度から放送だけの施設にするための段階的な措置として行われたもので、有線加入者の使用料負担を軽くすると共に、来年度の通話業務のきりはなしにそなえて、公社電話への加入等、通話手段の確保をこの期間にしていたかどうかとするものです。

### 道路舗装や学校増築などに六千二百万円補正

なお、「ねたきり老人等」とは国民年金法の障害年金の一・二級(他人の助けをかりなければ、ほとんど自分の用をすることができないか、他人の介護の必要はないが、日常生活は非常に困難で、労働によって収入を得ることができないような程度の障害)に該当します。また、この認定方法は①国民年金証書、②身体障害者手帳、③厚生年金証書、④医師の診断書による認定があります。

### 有線の使用料

#### 一月から百円

横芝町有線放送電話施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、九月までは一か月七百円

一般会計補正予算では、歳入歳出ともに六千三百七十九万一千円を追加し、予算総額を十億三千二百七十九万五千円とするものです。歳出予算の款ごとの補正計上額は次のとおりです。

議会費	六六千円
総務費	△三七七千円
民生費	四、五二七千円
衛生費	二、二五五千円
農林水産費	二、八八九千円
商工費	△八一千円
土木費	二五、七四六千円

### 国勢調査結果

十月一日を期して全国一斉に実施された国勢調査がこのほどまとまりました。調査員の方々をはじめ、町民各位にご協力をいただきありがとうございます。調査結果は次のとおりです。

人口	一三、〇四二
男	六、三〇九
女	六、七三三
世帯数	三、二九六

※ この調査結果は町の要計表による概数であり、後日総理府統計局で公表する数と異なる場合がある。

消防費	一、三五七千円
教育費	二九、四三九千円

今回の補正では町道の舗装や補修、横芝小学校校舎の増築、上界小学校の増改築に伴う予算などが計上されました。

▼横芝町共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、上界小学校隣に去る八月に完成した共同利用施設の名称を上界会館とし、この運営及び管理について大総会館と同様の扱いをするよう規定したものです。

### 全国火災予防運動が実施されます

寒さと共に火災発生には十分注意を

火災多発期を迎えて十一月二十六日から十二月二日まで全国一せいに火災予防運動が行われます。昨年の火災発生件数を消防年報で見ますと、八日市場市外三町消防組合管内で発生した火災総件数六十四件のうち、八日市場市が一番多く二十二件、二番目が横芝町の十八件となっております。この十八件中八件は建物の消失です。この火災によって一千九十万三千円を灰にし、焼死という痛ましい事故もおこっています。

火災の種類では、たき火の不始末などによる林野火災が特に目立っております。また、損害額一千万円をこえる建物火災の場合は、暖房器具、タバコの不始末、煙突の加熱とさまざまですが、この冬期には暖房器具による火災が目立っております。

これからは、寒さを迎えてストーブなど火気を使うことが多くなるし、空気の乾燥なども重なり火災の多発期となります。火の元には充分注意をし、貴い生命や財産を灰にしないようにしましょう。

# 上水道未加入者にお知らせ

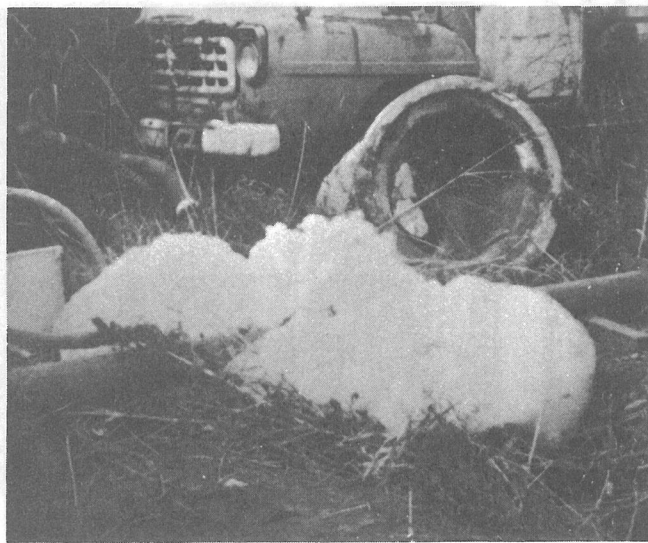
## 地下水の汚染は進んでおります

上水道の加入については既に案内のとおりですが、町では今回未加入者個々に通知し加入を勧めております。

地下水の汚染は、申すまでもなく急速に進んでいます。過日企業団が大網白里町で試掘したところ泡状の水だけしか出ませんでした。驚いて検査をしたところ地下水に

洗剤が浸透していることが判明しました。このように、近年は一般家庭の生活様式が急速に変わり、洗剤など化学薬品の使用が増加しています。それに伴って地下水は急

たすことにはないにしてもこれではは身体に良いことはありません。私達の健康を守るためにはどうしても上水道は必要です。そこで町では、全世帯が加入し健康で快適な生活ができるようにふたたび加入受付をしております。まだ未加入の世帯ではもう一度このようなことを考え合せ、安心して飲める上水道加入をお勧めします。



中央の白い部分は地下水を汲みあげてできた泡

### 負担金の概算

- ◎新設(13ミリの場合)  
加入金 40,000円 + 給水装置工事費 51,200円 = 91,200円
- ◎既設(13ミリの場合)  
加入金 40,000円 + 給水装置工事費 31,540円 = 71,540円
- ◎支払いの時期

加入金・工事費 立 開 始	加入金納付開始	加入金・工事費納付期限
昭和51年1月	昭和51年9月	昭和52年3月31日
給水装置工事期間		

速に汚染されています。私達はその汚染された地下水を飲料水として毎日使用しています。飲んで直ちに身体に支障をき

なお、締切後の加入は、地域により、二倍以上となることもあります。また配水管の布設計画によっては給水できないこともありま

今回の申込み通知は往復ハガキを使用しましたので所要事項を記入して十一月末日までにポストに投函して下さい。ハガキを紛失した場合、企画課に申込み用紙がありますので印かんを持参して申込みをしてください。尚、詳しくは御遠慮なく企画課へお問い合わせ下さい。

## 水道事業の連絡

### 協議会委員決る

委員は町長の推薦する受益者十四名職員一名で構成されています。この連絡協議会は、加入者を代表して水質、給水、料金などの水道事業運営についての事項を協議する機関です。委員は次のとおり

- |     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 部 落 | 氏 名   | 電話番号    |
| 上 町 | 久保田貞雄 | (2)一七九  |
| 屋形南 | 伊藤 章  | (2)〇六一  |
| 小 堤 | 神保 真  | (2)一三八〇 |
| 寺 方 | 萩原安一  | (2)三六五二 |
| 中 台 | 伊藤 仁  | (2)一七九八 |
| 長 倉 | 吉川義男  | (2)一三一九 |
| 本 町 | 瀬利忠作  | (2)〇九〇四 |
| 東 町 | 水野忠一郎 | (2)〇二一〇 |
| 古 川 | 行方成利  | (2)一五三六 |
| 栗 山 | 五木田広  | (2)三七一九 |
| 鳥 喰 | 山岸定雄  | (2)〇五四一 |
| 南川岸 | 佐瀬吉郎  | (2)二七一九 |
| 新 島 | 伊藤 昭  | (2)三五五六 |
| 企画課 | 市原徳礼  | (2)一一一一 |
- ◎ご意見ご希望は右の方々へ

## 公職選挙法の

### 一部が改正

衆議院選挙区の分割、定数増や寄付行為の禁止などを新たに加えた公職選挙法の一部改正が十月十四日から施行されました。

今回改正された主な点は、衆議院の選挙区の分割と定数増、供託金の引き上げ、後援団体などの文書図書規制、寄付の禁止規定の強化、選挙に関する報道評論などです。この中で施行と同時にかわり合いを持つものとしては、候補者サイドで立て札、看板類の規制、ポスターの裏うち掲示の禁止があり、また、有権者サイドでは慶弔をはじめとする祝儀、花輪などの寄付要求の禁止があります。立看板については、タテ百五十七センチ、ヨコ四十七センチ以内のものを衆議院選で一候補十以内、県議会議員、市議会議員、指定都市以外の市長の選挙六、指定都市の長の選挙十、町村議会議員または町村長の選挙で四以内に制限し政治活動用事務所以外に掲げられなくなりまし

# 福祉手当は月四千元

## 重度の障害者を対象

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活を他の者の介護を必要とする程度の者を対象に福祉手当が支給されます。

手当は、障害者一人につき月四千円で毎年一月、五月、九月の三期に前四ヵ月分が支給されます。

ただし、日本国籍のない者や特別児童扶養手当を受けている場合

身体障害者療護施設等の施設に収容されている者は支給対象から除外されます。このほかに所得による制限もあります。また、介護を必要とする障害の程度は、①聴覚障害(高度難聴用の補聴器を使用しても言葉が聞きとれないもの)

②視覚障害(両眼の視力の和が〇、〇二以下のもの)③肢体不自由(両上肢が全く使えないか両上肢の関節は動くが日常生活に必要な動作ができない程度又は手、肩、肘の三大関節のうち二関節以上が全く用をなさなないため食事、洗面便所の処置、衣服の着脱の動作が不可能なもの、④両下肢の関節が強く曲がると、それに近い状態にあるか、または、下肢に運動を起こさせる能力がなく、起立歩行に必要な動作を起せない程度の障害

などとなっております。申請についての詳しいことは有線、電話等で福祉保健課におたずね下さい。

## 年金権の復活 十二月末日まで

横芝町にもいろいろな事情により保険料が未納のまま年金権に結びつかない人が相当数いる状況です。そこで、このような人をなくして、すべての人が残らず老齢年金を受けられるよう、昭和四十八年の法律改正で、すでに時効となつた過去の保険料も期限を定め納めることができることとなりました。これが特例納付といわれるものです。特例納付することによって過去に未納保険料があるため年金権に結びつかなかった人も老齢年金を受ける資格を有することができます。

特例納付できるのは、本年の十二月末までで、これを納めることのできる人は、昭和四十八年四月一日前の強制加入被保険者期間の

うち、時効となつた期間についてだけです。また、保険料の額は、一月九〇〇〇円です。

## 緑化協定 について

豊かな自然を有し、「緑の房総」と言われた本県も、さきの環境庁の緑の国勢調査によると、全国でも五番目に緑の少ない県であると

指摘されています。この房総に豊かなみどりを取り戻すため、県では、昭和四十八年に自然環境保全条例を制定し、四十九年には、緑化協定要綱を定めています。

これは、一定規模以上の工場用地及び住宅用地の所有者(管理者)と知事との間で、用地の緑化について協定を締結するものです。

この協定では、一ヘクタール以上の工場用地で新設の場合は、その敷地面積の二割以上、既設の場

合は敷地面積の一割以上、または住宅用地については、敷地面積の一割以上を緑化することを主な内容としています。

この協定の対象工場は約千工場あり、現在までに協定を締結した工場は五十社、また締結協議中の工場は四十社を数えています。

この自然の回復及び緑化の推進は、県民全体の問題として取り組みなければ成功しませんので、県民の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

## 年金相談コーナー 繰上げ支給の老齢年金は、 六十五歳から増額されるか

〔問〕私は昭和三十六年に国民年金に加入して、十年間保険料を納めて昨年から老齢年金をもらっています。普通の人より二年程早く(六十三歳)もらい始めたのですが、そのため金額が低くなっています。この金額は六十五歳になったら普通の人と同じに増えるでしょうか。

〔答〕国民年金の老齢年金は、六十五歳から支払われるのが原則ですが、健康がすぐれずそれまで待てないとか、生活が苦し

くて早く年金を受けたいという人を対象として、希望すれば六十歳から年金が支給される「繰上げ支給」という制度があります。

あなたは、この繰上げ支給による老齢年金を受けているわけですが、繰上げて支給される年金は一年さきみに定められた減額率で六十五歳から支給される額から差し引くこととされています。そしてこの額は六十五歳になっても変更されません。

(支給の繰上げの際に減する額)

支給希望時の年齢	率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳以上62歳未満	0.35
62歳以上63歳未満	0.28
63歳以上64歳未満	0.20
64歳以上65歳未満	0.11

以上の様な理由で減額された繰上げ支給の年金は、一生減額されたままになります。



# 横芝の碑 (その三十七)

## — 子育ての六地藏 —

旧上堺村北清水に、延命寺とい  
う寺があります。この門を入っ  
てすぐ左側には六体のお地藏様が建  
つていますが、その中の一つのお  
地藏様は、キチンとした詰襟の学  
生服を着ています。襟章やボタン  
もちゃんと着いていますので、横  
芝駅から通学できる範囲の某高校  
の制服であることが確認できま  
す。

延掛けや袖なしを着けているの  
は時折見かけますが、学生服、そ  
れも高校制服を着たお地藏様とな  
りますと、一寸珍しいお姿に思  
われます。近所の人の話では、  
「このお地藏様は、虫封じの子育  
て地藏、延命寺地藏等と呼ばれ、  
太平洋戦争の頃までは、虫封じの  
まじないで名高く、随分遠くから  
も、お詣りやまじないを受けに来  
る人があった、お地藏様が着てい  
る学生服は、大学受験の勉強を続  
けていた息子さんが、受験の日を  
待たずに、逝くなられたのを悲し  
んだ親御さんが、その冥福を祈っ  
てもらいたいと、延命寺の住職さ  
んにお願いで、子供の守り菩薩  
といわれる地藏様に着せたもの」  
だということでした。

そういう近所の人達の話につい

て延命寺の住職戸村静覚師は、  
「延命寺の地藏尊というよりは、  
延命菩薩をお祀りしてある寺と申  
上げた方がよいかもしれません。  
元来、地藏菩薩は、御法身の寿命  
を得て、常住不変にあらせ給うの  
で、これを延命菩薩と称え奉るの  
であります。そして、御一身の菩  
薩ではありますが、これを、天道  
能化預契地藏の他、人道能化放光  
王、修羅能化金剛小童、畜生能化  
金剛悲、餓鬼能化金剛宝、地獄道  
能化金剛願等併せて六体の地藏尊  
に御化身なされて衆生を濟度下さ  
る、といわれています。それぞれ  
のお姿は、お持ちになられる錫杖  
宝珠等や、御身形の構え等によつ  
て異なっておられますが、これを  
六地藏と申上げております。お地  
蔵様の御慈悲は衆生一切に及ぶと  
いわれていますが、特に子供さん  
方の守り本尊として信仰もされ、  
親しまれています。この地藏尊も  
虫封じといひまして、痢の強い子  
供さんの痢を静めるまじないがよ  
くきく、というので、確かに戦前  
には随分遠い所からも見えまし

御利益等につきましましては、私から  
申上げるのは遠慮すべきでしょう  
学生服の高校生の方につきまして  
は、何と言っても既に十七・八歳  
になられていたのですから、御家  
族の方の悲しみは察するに余りが  
あります。私はあの地藏様の前を  
通る度に、心の中で念仏を唱えて  
いるのです。」と、そんな風に話  
してくれました。

◎写真はその六地藏で、学生服を  
着ているお姿の下の台座には、  
中央に、奉造立地藏尊、右側には  
当村惣詰衆為現当不也、左側には  
同童男童女正徳甲午十月吉日、と



刻まれています。

正徳年間といひますと、いまN  
HKで放映している元録太平記や  
忠臣蔵で名高い、赤穂浪士が吉良  
邸討入事件後十年位で、儒学者新  
井白石が幕府の儒官として登用さ  
れた頃です。また、延命寺の辺り  
は、横芝町では勿論なかったし、  
上堺村でもなく、屋形村、新堀村  
(現新島)と共に、北清水村と呼  
ばれていた頃のことですから随分  
昔の話です。その頃に、北清水村  
の人々が皆一緒になって、この村  
の男の子と女の子の、すくすくと  
元気に育つことを祈り、また、幼



くして沃失した子供さんの供養を  
も願って建立したのが、この地藏  
様という訳です。其後二百六十年  
余り、喜びと願いをこめた帽子や  
衣服も幾度か着替えられたでしょ  
う。烏や雀に丸い頭を汚されたこ  
ともあったでしょう。石けりの石  
が顔やお体につかかったこともあ  
ったでしょう。それでも、いつも  
ニコニコと立ち続けられたお地藏  
様は、今日も学生服を着けられた  
まま、やはりニコニコと立ってお  
られます。尚、この六地藏は、  
学生服の地藏様が六体に御化身さ  
れる、というのであって、後の五  
体が本文中の戸村静覚師のお話  
に出てくる各六体のお姿ばかりでな  
く中には同じお姿のものもあるこ  
とを申添えます。(地藏尊の意義  
等につきましては、総て戸村静覚  
師に御指導をいただきました。)  
(養護老人ホーム小沢所長寄稿)

# 善意の積み重ねで

## 住みよい社会づくり

### 赤い羽根共同募金

赤い羽根で親しまれている国民たすけあい共同募金運動が、今年も十月一日から十二月三十一日まで実施されます。

この運動も、今年で二十九回目を迎え、社会連帯、相互扶助精神に基づき地域住民の自発的活動として発展を重ね、社会福祉に対する国民の認識を高めています。

昨年度の募金は、民間奉仕者の協力により、街頭、戸別、法人、学校及び職域で実施され、一億六千万円の寄付金が集まり、民間の社会福祉施設及び団体に配分されています。

のなかで、身近かな人々との連帯が失われる傾向にあります。一人一人の善意の積み重ねにより思いやりのある明るい住みよい社会を築くために、県民の皆さまのご協力をお願いします。

### 県民

### テレホン相談

県では、九月一日から「県民テレホン相談」を開設しました。

これは、県民の声を電話で直接お聴きし、県政に反映させようという趣旨で新しく設けたものです。

### 建設のあゆみ

10月～11月

#### 着工及び工事中の事業

##### ① 道路排水整備工事

東町地先 269.6m

##### ② 道路舗装工事

三本松区内 303.5m

大総保育所入口 126.5m

牛熊区内 358.5m

鳥喰上区内線 835.0m

県政についてのご意見や、ご要望、ご相談などを、この電話を利用してお寄せください。

この電話をいただきますと、担当の相談員が皆さんの相談をお受けしますが、相談の内容が専門的な場合には、担当課の職員が直接相談をお受けします。

また、夜間、休祭日にも電話をお受けしますが、この場合は、テープに録音して、その後電話でお答えすることになっていきます。

なお、「県民テレホン相談」の電話番号は次のとおりです。

▽千葉〇四七二(三)二四九、二二五〇、千葉県企画部県民課

所得税第二期分の納期限は

十二月一日(月)です

!! 忘れずに !!

期限内に完納を!!

◎振替納税をご利用の方は

金融機関が納税の手続きをしますから預金残高をお確かめください。

◎また振替納税を利用されていない方は

さきに税務署からお送りしました納付書で期限に遅れないよう、もよりの銀行、郵便局で納税をすませて下さい。

### 11月予防接種実施予定

実施日	実施場所	種 別	該当範囲
5日	上 小	インフルエンザ	全 児 童
6	フタバ保育園	"	保育園児
11	横 中	"	全 生 徒
12	上 小	"	全 児 童
13	フタバ保育園	"	保育園児
14	横 小	"	全 児 童
18	横 中	"	全 生 徒
19	大 小	"	全 児 童
21	横 小	"	全 児 童
26	大 小	"	全 児 童



### 横芝句会 十月例会

秋の潮ときに礁を隠しけり 土屋栗水  
ふところの煙草袖より秋拾 石川奇水

蒔き終えし畑や色鳥早やも来し 齊藤ちくろ  
病みてなおこぼるる若き秋拾 宇都木吐句志

色鳥に灌水の手を暫しやめ 土屋栗舟  
色鳥やかげ口もなれ窓の外 若梅あやめ

秋拾女の幸を知れるとき 藤代ゆう  
古稀祝い母に縫い上ぐ秋拾 古谷紅葉

原 ひさし  
色鳥の集い転がす松ふぐり 伊藤保人

秋拾女盛りを匂わせて 鈴木南知  
色鳥や物干竿をかすめけり 林 義村

うたた寝にそっとかけやる秋拾 土屋蘿月  
海茶屋の床まで上がる秋の潮 佐久間実枝子

秋の汐泡を残して引きにけり 三枝句城  
色鳥が来る日の山脈暗れにけり 木下石果子

色鳥の小首かたげて高き枝に 木下孝子  
次 回

兼題 霜月・桔梗  
期日 十一月十日

古稀祝い母に縫い上ぐ秋拾

兼題 霜月・桔梗

兼題 霜月・桔梗

兼題 霜月・桔梗

兼題 霜月・桔梗